

INFORMATION

(Vol.227)

2017年11月号

■何に対して給与を支払うのか？

9月ごろから、来年度に向けた給与制度改定に関する相談が増えています。その要因のひとつとして、求人对策のための給与額の引上げがあります。世間相場や同業他社水準以上でないと、問合せすらないといった理由があります。もうひとつは、毎年10月に引上げになる最低賃金への対応です。特にパートタイマーが多い会社では毎年見直しが必至です。

給与テーブルなどの給与制度が確立されている会社では、水準を切り上げて給与テーブル全体を新たに作り直します。制度はなく、社長の頭の中で給与や昇給を決めている会社でも、何らかのルールを頭の中に浮かべて見直しているものと思います。

給与改定は最低賃金の対象となる人や新規採用者の給与額だけを見直せばそれで終了、という訳にはいきません。改定により既存社員との差が縮小したり、中には逆転現象が生じてベテラン社員から不平不満が出てしまうこともあります。給与は全体のバランスも考慮しなければなりません。

最低賃金への対応や募集のためといった「外部要因」による改定は、どちらかという後ろ向きな対応です。世間に合わせるために、致し方なく行われるもので、会社の意思はそこには込められていません。

しかし、本来、給与は自社の理念に基づいて自由に決めるべきものです。業種の特性を活かしたり、モチベーションの向上につなげたり、功勞への報いをするなどなど。

その結果、年功的要素を重視するのであれば、年齢や経験年数を基準にします。成果や役割責任を重視するのであれば、業績や目標達成度を基準にします。会社の意思表示を給与にも反映させる必要があります。

政府が掲げる働き方改革の一環として、賃上げ3%や同一労働同一賃金、限定正社員制度などが議論されています。今後は給与改定がますます増えることが予想されます。それだけに致し方のない「外部要因」だけで終わらせず、本質的な意味での「何に対して給与を払うのか」という自社の基準を再度確認しておくべきだと思います。

第8回 『超訳 ニーチェの言葉』 (フリードリヒ・ニーチェ/白取春彦編訳) より

～ 脱皮して生きていく『曙光』 ～

脱皮しない蛇は破滅する。

人間もまったく同じだ。古い考えの皮をいつまでもかぶっていれば、やがて内側から腐っていき、成長することなどできないどころか、死んでしまう。

常に新しく生きていくために、わたしたちは考えを新陳代謝させていかなくてはならないのだ。

■ 平成 30 年 1 月以降の給与・賞与から取扱い変更！！

平成 29 年度の税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されます。この見直しは、働きたい人が就業調整を行うことを意識しないで働くことの出来る環境づくり、また、人手不足の解消を通じて日本経済の成長にも資することが期待されています。同時に納税者本人の所得制限を設けることで税負担の調整もおこなわれています。

平成 29 年度の年末調整は従来通りですが、来年 1 月以降に支払われる給与や賞与から扶養親族等のカウント方法が変更になります。平成 30 年分の扶養控除等申告書を書かれる際は、ご注意下さい。また、配偶者手当（家族手当）を支給している場合、配偶者控除額を支給基準としていると、現在の 103 万円から 150 万円へと対象者が拡大しますので、給与規程の変更が必要になります。

改正の概要及び平成 30 年 1 月以降の毎月の給与等の支払の際の源泉徴収のしかたは、次のとおりとなります。

1. 改正の概要

		改正前	改正後
配偶者控除	本人の所得制限	なし	所得金額 1,000 万円以下 (給与収入 1,220 万円以下)
	控除額（所得税）	一律（38 万円）	本人の所得金額により異なる (38 万円・26 万円・13 万円)
配偶者特別控除	本人の所得制限	所得金額 1,000 万円以下 (給与収入 1,220 万円以下)	所得金額 1,000 万円以下 (給与収入 1,220 万円以下)
	配偶者の所得制限	所得金額 38 万円超 76 万円未満 (給与収入 103 万超 141 万円未満)	所得金額 38 万円超 123 万円以下 (給与収入 103 万超 188 万円以下)
	控除額	配偶者の合計所得金額に応じて少 しずつ減額 (3 万円～38 万円)	・配偶者の合計所得金額に応じて 少しずつ減額 ・本人合計所得金額により異なる (1 万円～38 万円)

2. 配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法《概要》

本人の合計所得が 900 万円（給与収入 1,120 万円）以下で、配偶者の合計所得が 85 万円（給与収入 150 万円）以下の場合は適用となります。

		本人の合計所得金額（給与のみの場合の収入金額）			
		900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)	1,000 万円超 (1,220 万円 超)
配偶者の合計所得金額	38 万円以下 (103 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	配偶者が障害者に該当する場合は 1 人加算				
	38 万円超 85 万円以下 (103 万円超 150 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	85 万円超 (150 万円超)	0 人	0 人	0 人	0 人